

『ふるさと納税ワンストップ特例制度の不適用について』が届いた方へ

次の事項に1つでも該当するときは特例制度を利用することができません。
ワンストップ特例を申請されていた方が条件を満たさなくなった場合に、
『ふるさと納税ワンストップ特例制度の不適用について』をお送りしています。



申告をしたとき

所得税の確定申告または市・県民税申告を提出すると、不適用になります。

過去に遡って申告した場合も含まれます。

申告特例通知書と翌年1月1日の住所が異なるとき

住所変更を寄附先へ通知していない場合や他の市町村で課税になっている方も含まれます。

寄附先が5団体を超えたとき

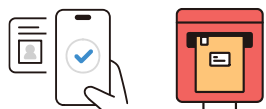
寄附先をすべて申告していないとき

桐生市では届いたワンストップ情報と確定申告した寄附先が異なる方へもお知らせしています。

給与収入が2,000万円超のとき

「不適用」通知が届いた方の手続き方法

すでに確定申告書にワンストップ特例の寄附を含む、すべての寄附金を申告している場合は、**手続きは不要**です。



税務署またはe-Taxで確定申告

修正申告や更正の請求の場合もあります。



税務署から桐生市に確定申告書のデータが届いたら、市・県民税額の再計算を行います。



市・県民税額に変更がある場合は、税額変更通知を郵送します。

❗ 確定申告は、その年のすべての収入とすべての控除を申告する必要があります。❗
❗ 所得税額に影響がない場合、確定申告に代わって市・県民税申告が必要な場合もあります。❗



よくある質問①

確定申告をしているのに納付書が届いた

確定申告

自己負担	所得税	市民税・県民税から控除
2,000円	から控除	

ワンストップ特例

自己負担	市民税・県民税から控除
2,000円	



確定申告をした場合は、今まで市民税・県民税から控除されていた分の一部が所得税から控除されることになります。市民税・県民税からの控除額はワンストップ特例の場合よりも小さくなるので、納付書が届く場合があります。



よくある質問②

確定申告をしたのに「不適用」通知が届いた

確定申告書 第1表

寄附金額 - 2,000円 = 記載する金額

令和 年 月 日 令和 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書		FA2204
納税地	個人番号	生年月日
現在の住所又は居所	氏名	氏名
所得	所得	所得
医療費控除	寄附金控除	寄附金控除
額	額	額

寄附金控除に関する記載がない場合は、適用できていない状態です。
「寄附金の受領書」等を用意して、申告をする必要があります。

※受領書が見当たらない方は、各寄附先へお問い合わせください。

確定申告書 第2表

寄附金額 - 記載する金額

住民税・事業税に関する事項	配当割額	株式等譲渡所得割額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
非上場株式の少数配当等	非居住者の特別	配当割額	特別徴収	自分で納付			
住民税							

